九二八番一
九二八番二
九二九番一
九二九番二
九三〇番一
九三〇番二
九三〇番三
九三〇番四
九三〇番五
九三一番一
九三一番二
九三二番一
九三二番二
九三二番三
九三二番四
九三三番
九三四番
九三五番一
九三五番二
九三六番一
九三六番二
九三六番三
九三七番一
九三七番二
九三八番一
九三八番二
九三九番
九四〇番一
九四〇番二
九四一番
九四二番
九四三番一
九四三番二
九四四番一
九四四番二
九四四番三
九四四番四
九四五番一
九四五番二
九四六番
九四七番一
九四七番二
九四八番一
九四八番二
九四九番
九五〇番一
九五〇番二
九五一番
九五二番
九五三番一
九五三番二
九五四番一
九五四番二
九五五番一
九五五番二
九五六番
九五七番一
九五七番二
九五八番一
九五八番二
九五九番
九六〇番一
九六〇番二
九六一番
九六二番
九六三番一
九六三番二
九六四番一
九六四番二
九六四番三
九六四番四
九六五番一

字踊場

一一五五番一
一一五五番二
一一五六番
一一五七番一
一一五七番二
一一五八番一
一一五八番二
一一五九番
一一六〇番一
一一六〇番二
一一六一番
一一六二番
一一六三番一
一一六三番二
一一六四番一
一一六四番二
一一六四番三
一一六四番四
一一六五番一

一一六五番二
一一六五番三
一一六六番
一一六七番一
一一六七番四
一一六七番五
一一六七番六
一一六七番七
一一六七番八
一一六七番九
一一六八番
一一六九番
一一七〇番一
一一七〇番二
一一七〇番三
一一七〇番四
一一七一番一
一一七一番二
一一七一番三
一一七二番
一一七三番一
一一七三番二
一一七三番三
一一七三番四
一一七四番

字下仲峯

一一七五番
一一七六番
一一七七番
一一七八番一
一一七八番二
一一七九番
一一八〇番
一一八一番
一一八二番
一一八三番

字上仲峯

一一八三五番
一一八六番
一一八七番
一一八八番
一一八九番
一一九〇番
一一九一番
一一九二番
一一九三番
一一九四番
一一九五番
一一九六番
一一九七番
一一九八番
一一九九番
一二〇〇番
一二〇一番
一二〇二番
一二〇三番
一二〇四番
一二〇五番
一二〇六番
一二〇七番
一二〇八番
一二〇九番
一二一〇番
一二一一番
一二一二番
一二一三番
一二一四番
一二一五番
一二一六番
一二一七番
一二一八番
一二一九番
一二二〇番
一二二一番
一二二二番
一二二三番
一二二四番
一二二五番
一二二六番
一二二七番
一二二八番
一二二九番
一二三〇番
一二三一番
一二三二番
一二三三番
一二三四番
一二三五番
一二三六番
一二三七番一
一二三七番二
一二三八番一
一二三八番二
一二四〇番
一二四一番
一二四二番
一二四三番一
一二四三番二
一二四三番三
一二四三番四
一二四三番五
一二四三番六
一二四三番七
一二四三番八
一二四三番九
一二四三番一六
一二四三番一七

○国土交通省告示第七百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年六月二十九日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
僧殿川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和二十九年建設省告示第百十四号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の河川敷
広島県府中市僧殿町
字幟立　一一一番一　一号
一〇九番一　三号
字仁後　九五番　二号
九二番二　四号

○国土交通省告示第七百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十九日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
名兎羅川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県東広島市志和町志和東
字名兎羅　一〇三四番　一号
二八四番　二号及び三号
二八七番三　四号
九一一番一　五号
二八一番一　六号及び七号
二八一番四　八号
二八一番三八　九号
一〇一八番　十号及び十一号
九三二番地先水路敷　十二号
九三一番一　十三号
九三一番二　十四号
九一〇番　二十五号及び二十六号
九〇八番　二十七号及び二十八号
九〇五番　二十九号
九〇四番　三十号
一三六番　十五号から二十二号まで
字元広
字六日市　二六六番　二十三号
二五七番　二十四号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
僧殿川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県府中市僧殿町
字幟立　一一一番一　一号、二号及び四号
字仁後　九五番　三号

○国土交通省告示第七百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十九日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柏川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第二百九十号で指定した土地の区域を除く。）
熊本県下益城郡美里町柏川字葛野三十五国有林
一〇七二林班　ら小林班　一号から四号まで
ら一小林班　五号から八号まで
ね小林班　九号から十四号まで
熊本県下益城郡美里町柏川
字葛野　四八九番一　十五号
字白野　六九一番四　十六号
六九四番六　十七号
六九四番八　十八号
六九五番六　十九号
六九九番一六　二十号及び二十一号